

広島県告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、世羅郡世羅町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、世羅町長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十一年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		大字	伊尾			
		字	城ヶ平 (山)	桑原	大通	鳥沖
下		地番	六九二の五	六三三の一、六三三の四、六三三の八、六三三の九及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の全部	八二七の二、八二七の十一、八二九の五、八二九の六	七九三の一の一部、七九四の一部、七九五の一部、七九六の一部、七九七の一部、七九八の一部、七九九の二の一部、八〇〇の二の一部、八〇七の一部、八〇八の一部及びこれらの区域に介在する道路・水路である町有地の全部
		大字	伊尾			山根
欄		字	近森	永幸	大通	
		字				